

令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務仕様書

1. 業務の目的

国が輸入する米穀（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第1章Ⅱ第1の3の(1)の輸入方式で輸入する米穀。以下「輸入米」という。）について、輸入米の海上輸送中の荷室内外の温湿度データを取得することで、海上輸送における荷室内外の環境を把握し、今後の輸入米の品質管理の向上に資することを目的とする。

2. 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までの期間で実施する。

3. 業務内容

(1) 温湿度データの取得対象等

- 令和8年度内に日本に到着する予定の輸入本船のうち、タイ産米に係る5船（ただし、MA米入札結果、輸入時期等の事情により、豪州産米に係る本船1船を対象とできるものとし、その場合はタイ産米に係る本船数を4船とし、計5船を維持する。）に、温湿度データを測定及び記録するための測定器（以下「データロガー」という。）を設置し、温湿度データの測定及び記録を行う。なお、対象となる本船については、令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務請負契約書（以下「契約書」という。）様式4「温湿度データ取得先指定書」により、農産局農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）が指定する。
- 本船の輸出港はタイ産米にあつては原則バンコク港とし、豪州産米の場合はメルボルン港とする。また、輸入港は輸入の都度農林水産省によって決定される。

(2) データロガーの設置及びデータ記録方法

① 設置に向けた事前準備

- データロガーの貸与

データロガーは、農林水産省が当該業務の請負者（以下「請負者」という。）に貸与する。請負者は、事前に貿易業務課が指示する、貸与に必要な手続を行う。

- データロガーの輸出国への送付

請負者は、送付中に破損や故障がないようにデータロガーを丁寧に梱包し、国際郵便等で輸出国に送付する。なお、輸出国への送付に係る経費負担、輸出国における輸入通関の手配や関税等の支払いは請負者が行う。

- データロガーの記録条件の設定

請負者は、データロガーについて、貿易業務課の指示に従って記録条件を

設定するものとする。

- 本船へのデータロガーの設置に向けた調整

請負者は、温湿度データの取得対象となる本船を手配している商社等を通じて、当該本船への輸入米の荷役状況、本船くん蒸、出港の日時等を確認し、港や当該本船へのデータロガーの設置のための立入り等の許可を得る。

- データロガーの動作確認

請負者は、既に当該業務に使用したデータロガーを再度使用する場合には、新たに設置するデータロガーの測定値と比較して大幅な数値の差がないことを確認の上、使用する。

② 本船へのデータロガーの設置

請負者は、輸入米の本船への荷役及び当該本船のくん蒸が行われる場合はその終了後から当該本船出港までの間に、別添「データロガーの設置方法等」に従い、1船当たり11機設置するものとする。

③ 写真撮影

請負者は、データロガー設置後に、設置箇所が分かるよう、荷室内全景写真及び設置箇所の近景写真を撮影する。

④ データロガー設置の報告等

請負者は、データロガーの設置完了後、速やかに貿易業務課に設置が終了したことを報告する。

なお、データロガー設置に当たって、データロガーの破損等の問題が生じた場合は、速やかに貿易業務課に報告し、その指示に従う。

(3) データロガーの回収

① データロガーの回収の事前準備

請負者は、データロガーを設置した本船を手配している商社等を通じて、当該本船が入港する港、当該本船の入港日、荷役開始日時等を確認し、港や当該本船への立入り等の許可を得る。

また、管轄の税関に、データロガーの輸入に係る申告を行い、許可を得る。

② データロガーの回収

請負者は、当該本船入港時の植物防疫等の検査終了後から荷役開始前までの間に、データロガーの回収を安全かつ迅速に行う。

また、必要に応じて、データロガーの回収前に、当該本船を手配している商社等を通じて、データロガーの通関についての税関への申請に係る本船船長のサインを得る。

なお、本邦通関に係る経費の支払いは請負者が行う。

③ 写真撮影

請負者は、データロガー回収の際に、港湾荷役の妨げにならない範囲で、データロガー設置箇所付近、荷室内の床、荷室内壁、荷室等の結露の状況を確認し写真撮影を行う。

④ データロガー回収の報告等

請負者は、データロガーの回収完了後、速やかに貿易業務課に回収が終了したことを報告する。

なお、データロガーの破損、紛失等問題が生じた場合は、速やかに貿易業務課に報告し、その指示に従う。

(4) データロガーのデータの整理、返却等

請負者は、回収したデータロガーから、記録した温湿度データをエクセル形式でダウンロードし、該当の本船や各設置個所が分かるようにデータを整理する。具体的なデータ整理の内容については、貿易業務課からの指示に従う。

データロガーの故障等によりデータが取得できなかった場合は、可能な限りその原因を究明し、速やかに貿易業務課に報告する。

貸与されたデータロガーについては、請負契約終了時に貿易業務課が指示する手順に従い返却する。

4. 結果の報告

(1) 報告先

請負者は、以下に、令和9年3月19日（金）までに報告する。

- ・住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米麦品質保証室
- ・電話：03-6744-1388

(2) 報告内容

報告は、契約書様式2「令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務結果報告書」により行うとともに、全ての対象本船温湿度記録データ、グラフ等に整理したデータ及び写真を紙媒体により各1部提出し、併せて別途指示する担当者あてに電子メールにて報告する。併せて、仕様書の別紙様式についても電子メールにて提出する。

なお、提出するデータには、対象本船に係る必要な情報（温湿度データ設置日時、ハッチオープン・クローズ日時、温湿度データ番号等貿易業務課が指示する必要な情報）を記載する。

5. その他

- (1) 請負者は、業務の実施にあたり、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」等、関連する環境関係法令を遵守するとともに、業務の遂行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、みどりチェック実施状況報告書として、4.の(2)の報告とともに提出すること。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照

明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

イ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。ウ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(2) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項は、貿易業務課と請負者が協議の上処理する。

(3) 請負者は、本業務で取得したデータを3年間保管する。また、本業務の請負により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても他に漏らしてはならない。

(4) 本業務の結果を使用する権利は、全て国に帰属する。

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～ウの取組について、実施状況を報告します。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（ ）

・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

(別添)

データロガーの設置方法等

1. 設置方法等

輸入商社等の協力のもと、各荷室内（荷室が3室以上ある場合は貿易業務課が指示する2室）に5機ずつ、及び荷室の外に1機、計11機を設置する。（本船くん蒸が行われる場合はガス解放後に行う。）

各荷室内および荷室外の設置箇所及び設置方法は、以下のとおり。

なお、データロガーの記録条件の設定等詳細については、貿易業務課の指示に従う。

(1) 荷室内

ア. ラダー上部（1機）

- ・ ラダーの構造に応じて、センサー部がラダーや壁に接しないように、データロガーを通気の良い袋に封入した状態で、紐等で吊るして設置する。

イ. 貨物（コメの入ったフレコン又は樹脂袋（フレコン等））上部（4機）

(ア) 中央部（2機）

- ・ 1機は、貨物の中央の最上層のフレコン等の上に、通気の良い袋に封入した状態で、袋の側面等をテープで固定して設置する。
- ・ 1機は、穀温を計測するため、貨物の中央の最上層のフレコンに、通気の良い袋からセンサー部のみを出して当該フレコンのコメの中に30 cm程度の深さまで差し込み、センサーが抜けないようにテープでフレコン等の表面などにセンサーコードを固定する。本体は、当該フレコンの表面にデータロガーの袋の側面等をテープで固定して設置する。なお、貨物最上層がフレコンではない場合（30 kg樹脂袋の場合）には、センサーは最上層の樹脂袋と次層のフレコン等の間に抜けないように差し込み、センサーがずれないようにテープでフレコン等の表面などにセンサーコードを固定する。

(イ) 側部（両側部に1機ずつの計2機）

- ・ 最外層のフレコン等は貨物崩れ等の心配があり、作業者の安全確保の観点から、側部への設置は、最外層から数層内側のフレコン等にデータロガーを設置する。
- ・ 貨物の最上層のフレコン等の上に、通気の良い袋に封入したデータロガーを、袋の側面等をテープでフレコン等に固定して設置する。

(2) 荷室外

雨や波による水濡れ、直射日光等の影響を受けない箇所に設置する。

2. 設置状況の写真撮影

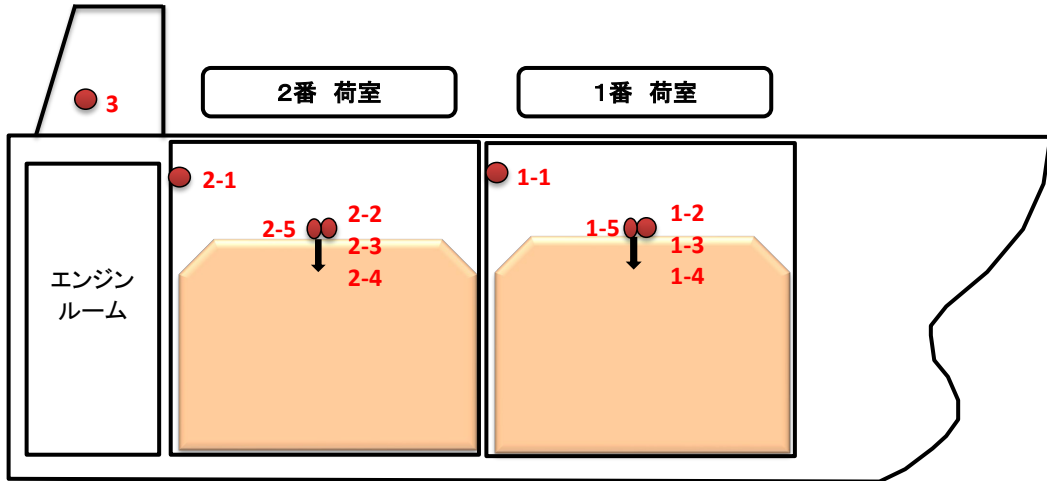
- ・ データロガーの設置後、設置箇所が分からなくならないよう、クラフト紙等に目印を付し、荷室内全景写真及び設置箇所の近接写真をデジタルカメラ等で撮影する。
- ・ 撮影した各写真にはファイル名（設置箇所番号（1-1、1-2、2-1、3等））を付す。

3. 回収等

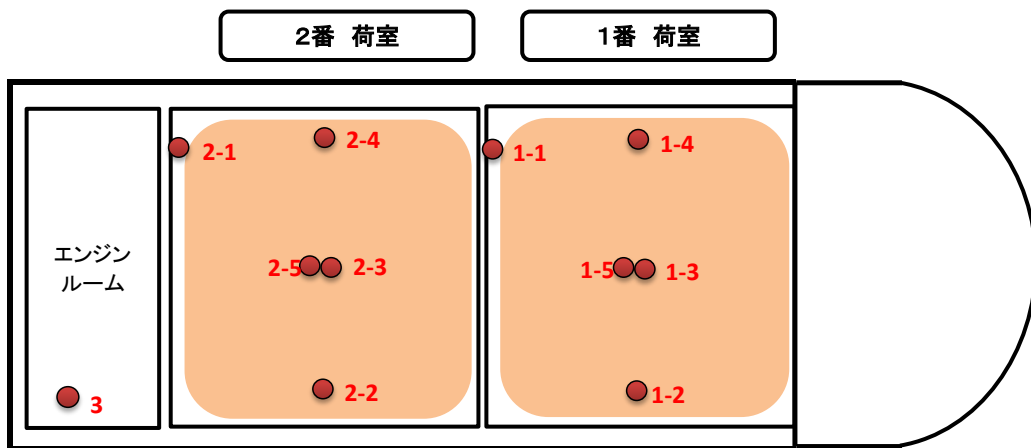
- ・ 請負者は、データロガーを設置した本船入港時の植物防疫等の検査終了後から荷役開始前までの間に、データロガーの回収を行う。
- ・ 請負者は、データロガーの回収の際に、港湾荷役の妨げにならない範囲で、データロガー設置箇所付近、荷室内の床、荷室内壁、荷室等の結露の状況を確認し、写真撮影を行う。

データロガーの設置イメージ

○ 側面からのイメージ



○ 上面からのイメージ



ハッチ内(荷室が3室以上ある場合、貿易業務課が指示する2室に設置する。)

● データロガー(環境測定) 設置 計8機

● ↓ データロガー(穀温測定(袋内にセンサー部のみを深さ30cm程度、差込むもの)) 設置 計2機

ハッチ外(雨、波による水濡れ、直射日光の影響を受けず、外気を測定できる場所に設置する)。

● データロガー(環境測定) 設置 1機